

2024 年度後期開始 修士課程・博士前期課程・専門職学位課程対象 日本学生支援機構授業料後払い制度

1 制度の概要

在学中に「授業料」の貸与（無利子）を受け、大学院修了後に所得や子供の数に応じて後払いする制度です（2024 年後期開始）。授業料と併せて「生活費奨学金」の貸与（無利子）を受けることもできます。

[1] 後払いの対象

① 授業料（授業料支援金）	上限 535,800 円/年＋保証料 ● 法務研究科も上記が上限額（差額を大学へ納付しなければなりません）。 ● 授業料支援金から保証料を差し引いた授業料相当額を JASSO から大学へ振込（利用者への振込はありません）。
② 生活費奨学金	最大 40,000 円/月（20,000 円又は 40,000 円から選択） ● 希望者のみ。生活費奨学金のみの利用は不可。 ● 機関保証の加入必須。毎月の貸与額から保証料を差し引き。 ● 毎月、機関保証の保証料を差し引いた金額を JASSO から利用者へ振込。

[2] 貸与を受けるに当たっての留意事項

- ① 第一種奨学金との併用不可（第二種奨学金（有利子）及び入学時特別増額は併用可）
- ② 予約採用の採用候補者（第一種のみ）が後払い制度を希望する場合は、進学届時に辞退が必要
- ③ 授業料後払い制度に採用されるまでの間、第一種奨学金の貸与は不可（2024 年は 4 月～11 月の間で、4 月の定期採用への申請も不可。ただし、第二種及び入学料特別増額は利用（申請）可）
- ④ 年度途中の「後払い制度から第一種」又は「第一種から後払い制度」の変更は不可
- ⑤ 授業料支援金と生活費奨学金は、第一種奨学金と同様に「業績優秀者返還免除制度」の対象（第一種奨学金の返還免除内定者が、その身分を後払い制度へ適用することはできません。）

2 対象者

下記を全て満たす者が対象です。

- [1] 2024 年度以降に本学の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程に進学した者
- [2] 日本学生支援機構第一種奨学金の学力基準及び家計基準を満たす者
- [3] 過去に受けた奨学金の返還が延滞中等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

※ 2024 年度の進学者については上記 [1] ～ [3] によらず、2023 年度以前に修学支援新制度（給付奨学金）を利用（区分外・廃止者も対象）していたこと、学部等を 2024 年 3 月に卒業した後、就職や他の大学院への進学を挟まずに本学へ進学していることが条件となります。

3 2024 年度のスケジュール（予定）

- 4 月 予約採用候補者（第一種のみ）に対し、後払い制度の利用希望を確認（進学届提出時）
※ 後払い制度を希望する場合は、進学届提出時に予約採用の辞退を届け出てください。
- ～9 月 後払い制度利用希望者の募集（修学支援新制度を利用していたことなどを確認）
- 9 月 スカラネット（JASSO の申請システム）から申請
- 11 月 授業料支援金を大学に振込。生活費奨学金（希望者のみ。4～11 月の 8 ヶ月分）を利用者へ振込

